



目議第20010号
令和6年2月2日

様

目黒区議会議長

おのせ 康 裕

質問通告について

令和6年2月16日開会の第1回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

代表質問

質問者氏名 西村 ちほ

目安時間 60分

1 危機管理について

(1) 令和6年1月1日、最大震度7の能登半島地震が発生した。発生後の対応として、区職員の動き、区長の指示は、いつ、どのようなものであったのか。また、正月の発災といった特殊な状況下の危機管理態勢について伺う。

(2) 建物の倒壊、住民の避難環境、飲料水やトイレの不足など深刻な事態を伝える報道に接し、区民の不安が高まっている。目黒区の防災力、支援・受援の対応力に関する現状の認識と見直しについて所見を伺う。

2 目標設定と実行について

様々な目標を掲げても、未来を起点に逆算して現在行うべき行動や優先順位を決めるバックキャストの思考とその確実な遂行が伴わなけれ

ば、その目標は夢と理想に終わる。目標や計画を立てることは課題解決への第一歩だが、適切な遂行がより重要である。その点で目黒区の課題解決に向けたスピードと実行力は、高らかな目標に対して伴っていないのではないか、所見を伺う。

3 区政のデジタル化とシステム標準化について

令和5年9月8日に地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更が閣議決定され、早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるように地方公共団体を国が支援すること、また、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、当初予定された令和7年度末までとは異なる期限を設定することの2点が示された。目黒区のシステム標準化へ向けた取り組み状況と見通しについて伺う。

4 事務事業別評価を導入した事業見直しについて

少子高齢化が進む日本において、生産年齢人口減少による税収減、高齢者人口増加による社会保障費増を見越した持続可能な区財政運営が必須である。国や都の補助金に加えて予想以上の税収があったことに助けられて乗り切ってはいるが、本来は優先順位の低い事業をスクラップして財源を捻出し、基金の取り崩しを最小限に抑えることが区長のトップマネジメントとして求められる。事務事業別評価を実施し、事業スクラップと新しい政策立案を力強く進めるべきではないか、所見を伺う。

5 選ばれる自治体目黒への取り組みについて

「住みたいまち、住み続けたいまち」であると同様に、目黒区が職員にとって「働きたい自治体、働き続けたい自治体」であることは、より活力ある先進的な目黒区政に向けた重要な視点だと考える。働きたい、働き続けたいと思ってもらい、また働き続けられる環境を整えるために区長としてどう取り組み、どういう姿勢で臨んでいるのか。またその取り組みの成果が出ているか伺う。

6 ハラスメント対策について

ハラスメントの防止及び排除にさらに力を入れて取り組んでいくと所信表明をしているが、具体的に、いつ何を実施していくのか伺う。

7 コミュニティ施策の再構築について

目黒区は平成29年12月に「コミュニティ施策の今後の進め方」を策定したが、その後コロナ禍を経て、生活様式やコミュニティのあり方

が当時と大きく変わった。コミュニティ施策の見直しが必要ではないか。今後地域コミュニティの課題解決に向けてどのように取り組んでいくのか伺う。

8 介護保険料について

物価高騰により様々な生活コストが上昇する一方で、少子高齢化を要因とする年金・医療・介護等に係る保険料の上昇もまた、区民生活を圧迫している。現行の第8期介護保険事業計画期間中はコロナ禍の影響で介護保険の利用を控えた区民が多かったと推察され、介護給付費等準備基金が積み増しされた。現状を踏まえると、第9期介護保険事業計画においては基金積立金を活用して介護保険料基準額の引き上げを行わないという決断が求められる。今後、中長期的視点を踏まえた介護保険料のあり方について見解を伺う。

質問者氏名 かいでん 和弘

目安時間 60分

1 区政への評価について

「目黒区は他自治体で行っていないような目新しい取り組みや、時代に先駆けた挑戦をしない保守的な区政だ」という評価を、区内外の方（区民や職員、マスコミ等）から多数頂く。

20年間、区政運営の先頭に立ってこられた区長は、こうした世間の評価についてどのように受け止めているか。もし仮に区長ご自身は「目黒区政はむしろ新しい挑戦を恐れない先進的な姿勢を持っている」と評価されていた場合は、どのような理由で世間の評価と相違していると考えられるかも含め、区長の見解を伺う。

2 児童の登校時間前の居場所について

所信表明では、来年度の重要課題の1つ目に“未来を担う子どもを育む環境整備の促進”が掲げられているが、区役所の所管が切り替わる小学校入学のタイミングにこそ、環境整備にあたって家庭に過度な負担を掛けないような配慮が必要となる。

一例として、小学生の朝の居場所の問題がある。区の認可保育園は朝7時15分から開所されているが、小学校は8時台まで登校できない。その

ため、両親が早朝に出勤しなければならないご家庭では、小学校低学年の子どもが、後から一人で鍵を閉めて出るか、両親と一緒に時間に出てどこかで待機するほかなく、どちらも防犯上のリスクが懸念される。

また、登校時間前でも校舎内で待機できる学校がある一方、校舎に入ることが認められず屋外で待機させる例もあると区民から相談を受けたこともある。

ランランひろば等のスキームを参考に、勤務時間前の教職員に負担を掛けない方法で児童の登校時間前の居場所を確保して頂きたいが、所見を伺う。

3 区の施策と都制度との連携について

所信表明では、来年度の重要課題の2つ目に“地域活動の活性化と賑わいの創出”が掲げられている。

この分野については、昨年の代表質問で、商店街アプリと区の施策を連携させ、健康増進につながる取り組みやボランティアにご協力頂いた方等に区内商店で使えるポイントを付与することを提案したところであるが、今般、東京都では、都内共通デジタル地域通貨プラットフォームの導入経費が予算計上された。自治体ごとのシステム構築・運用コストが掛からない上、区市町村がポイント付与を行う機能も予定されているとのことで、これを機に、区の各施策と都のアプリとの連携に取り組んで頂きたいが、所見を伺う。

4 防災について

【書画カメラ使用】

所信表明では、来年度の重要課題の5つ目に“災害に備えたまちづくりと日常生活の安全確保”が掲げられているが、防災について以下3問伺う。

(1) 避難所のトイレについて

東京都が令和4年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下、都想定という）によれば、都心南部直下地震発生時、目黒区内の4分の1のエリアで上水道が断水すると見込まれ、それらの地域では、仮設トイレのみで運用することになる。

さらに都想定では、断水地域の住民の避難所避難者数は、発災初日はゼロとされているが、在宅避難者もトイレだけは避難所を利用することも十分予期され、避難者数以上に混雑する可能性が高い。加えて、区内の下水道管きよ被害率は6.5%であり、それらの地域では下水

道直結型のトイレも使用不能となる。

これらを踏まえると、組立・簡易トイレの追加配備や、地域避難所建て替えのタイミングでの下水道直結型トイレの増設、あるいは上下水道に被害が出た避難所へ、備蓄倉庫や近隣の水道が使える避難所にある簡易トイレを、初日から輸送できるルール・体制整備など、ハード・ソフト両面からの避難所トイレ整備をさらに進めることが急務であると考えるが、所見を伺う。

(2) 在宅避難の促進について

日本では、地震発生＝避難所への避難というイメージが強いが、地域避難所の備蓄物資やスペースも十分ではなく、自宅に危険性が無い場合、在宅避難を行って頂くことが重要である。

区の地域防災計画では、各家庭に対し“3日分の備蓄を行うことを啓発している”と記載されているが、都想定では、断水地域で家庭の備蓄品が3日間で底をつくことから、4日後以降に避難所避難者数のピークを迎えるとされている。

避難所の過密化を避けるためには、都の検討会が平成27年に公表した「都民の備蓄及び管理・消費の促進について報告書」で“家庭における備蓄については、3日分は当然として、1週間やその先も見据えた備蓄を意識して進めていく必要がある”と記述されているように、より長期での備蓄を促さねばならない。

そこで、各家庭での1週間分以上の備蓄を働きかけるとともに、あえて避難所で想定される快適とは言えない生活環境を周知することにより、差し迫った危険が無い場合には在宅避難を選択してもらうよう促す必要があると考えるが、所見を伺う。

(3) 地域避難所防災倉庫について

現在、目黒区では概ね避難者数の想定を上回る物資を備蓄しているものの、保管場所は大部分が備蓄倉庫にあり、それらの物資を、道路の寸断等も想定される中で初日から各地域避難所で使うのは現実的ではない。

特に、備蓄倉庫にある物資のうち、飲料水だけは初日に輸送できたとしても、それ以外の毛布（サバイバルブランケットを含む）やマット、プライバシー確保のための避難所スペース仕切板等は、地域避難所の備蓄では全く足りない計算となっている。

さらに東京都の想定避難者数からの上振れも併せ考えると、今後、学校の統合による建て替えを含め、地域避難所の建物の更新を行う際には、極力、防災倉庫のスペースを広めにとり、標準倉庫面積14.4㎡以上の保管場所を確保できるよう調整するべきと考えるが、所見を伺う。

5 生成A Iの更なる活用について

所信表明では、来年度の重要課題の6つ目に“DXを加速させる取り組みの戦略的な展開”が掲げられているが、その中でも生成A Iの更なる活用を求めたい。

目黒区では現在、職員百数十人が生成A Iを試行的に利用しているが、昨年特別委員会で視察した横須賀市では、実証実験で市職員の約半数にあたる1,900人が使ったという。この要因として、横須賀市では、多くの職員に効果的に生成A Iを活用してもらうため、外部の専門家監修の職員研修や、『チャットGPT通信』と命名された職員報を週に1度発行する等の工夫もしており、それらが奏功したものと思われる。

A Iを業務に効果的に取り入れていくことは、コンサルへの委託費や残業代等のコストカットに資するだけでなく、少子化により採用が先細っても維持できる強い組織づくりにつながる。現段階で業務に活用できる部分は限定的だとしても、今のうちから職員が生成A Iに触れ、その使い方や長短を知っておくことが大切である。

本区でも、特にA Iとの親和性が高い職種を中心に活用できる人材を増やすため、職員向けの勉強会の開催や、職員報でのA I活用事例の紹介、また、A Iとの協業が本格化する時代に現役として働くこととなる若手職員や、職員の生成A I利用の可否を決裁する立場の課長級職員にもアカウントを付与する等の工夫が必要と考えるが、所見を伺う。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 60分

1 激甚災害への対応

- (1) 防災関連の情報が多過ぎて、いざという時に適切な行動が取れないのではないかと危惧する。区民目線で自助の行動がとれるようなルーティン化について、所見を伺う。

(2) 透析患者や人工呼吸器が必要な方への対応について、病院、訪問看護、機器メーカー等が十分機能しなかった場合の行政サポートについて伺う。また、極端な水不足による歯磨きの困難や、義歯を紛失した場合、誤嚥性肺炎を発症する恐れもあり、見守り支援の体制強化が必要と考えるが、所見を伺う。

2 人間性を育む教育の必要性

(1) 昨今、若者の薬物乱用やオーバードーズ等が問題になっている。30歳未満の検挙者が9年前と比べ5.4倍の3,840人に、約7割が若年層である。きっかけは「誘われて」が最も多く、20歳未満の8割、20代で7割を占め、「大麻は無害」との誤ったSNS情報も溢れ、人間関係を失いたくなくて断れない面があるとのこと。学校の対応について伺う。

(2) 近年、マンガ・雑誌などが手軽に入手しやすい利点からか電子書籍が普及し、全国的に書店と入れ替わっている感がある。一方、読書は、想像力や思考力を高める効果があると思う。人間性を育む基本が読書には内包されており、読書する習慣付けは大事だと考えるが、所見を伺う。

3 学校施設使用の有料化について

(1) 学校施設の使用料について、適切な受益者負担を図るため、地域こどもスポーツ団体・こども文化団体にも料金が設定され、大人料金の半額とされた。一方、こども家庭庁が政策に掲げる「こどもまんなか社会の実現」では、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことが出来る社会を目指している。この方向性に基づけば、地域こどもスポーツ団体・こども文化団体に対しては無料化が望ましいと考えるが、所見を伺う。

(2) 地域大人スポーツ団体に、健康増進を目的として、あるいは、地域とのコミュニケーションを図るために、生活保護受給者の方が加入している場合に有料化は厳しいと考えるが、所見を伺う。

4 超高齢社会を前にして

「団塊の世代」800万人の方が、後期高齢期を迎える2025年を前にして、重要課題と考える2点を伺う。

(1) 介護の専門家に親の介護を任せる体制を準備するために設けている介護休業や介護休暇である事を理解せず、自分が親の介護をするための休

業・休暇だと勘違いされている方が多いという実態を踏まえ、介護保険制度を理解してもらうための対象者家族への周知について、所見を伺う。

(2) 介護人材の確保において、国は2024年度予算案の編成で介護報酬を1.59%引き上げる改定率とし、東京都は独自に都内で働く全介護職員、ケアマネジャーを対象に、「居住支援特別手当」を給付する処遇改善、特に若手や新人の介護職定着率を改善する狙いの対策を打出している。目黒区も平成28年度から人材を確保する対策として、介護職員宿舍借上げ補助に月額5万円で7年間の家賃補助等を行っているが、これら対策を打つ事で、今後の介護需要に対する区内の充足度について伺う。

質問者氏名 松 嶋 祐一郎

目 安 時 間 60分

- 1 目黒区として、イスラエルによるパレスチナ・ガザ攻撃に対する即時中止と人道目的の即時停戦の声をあげることについて

国連安保理では、パレスチナ・ガザ地区において人道的な戦闘の中断を求める決議が上げられている。ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されない事態である。平和都市宣言を行っている目黒区の区長として、ガザ地区への攻撃の即時中止と即時停戦を行うよう声を上げるべきではないか伺う。

- 2 物価高騰から区民生活を支える取り組みについて問う

物価高騰から区民生活を守る本気の取り組みが求められている。しかしこの間、今年度の補正予算編成でも、我が会派から要望し続けている商店、中小企業へのテナント料補助、生活保護世帯への区独自の加算などは盛り込まれなかった。物価高騰で苦しむ低所得世帯や中小企業に対する負担軽減策については、国の地方創生臨時交付金を活用して、もっと手を打てたはずだが、取り組まれなかったことは問題である。その一方で、今年度の積立基金の残高を見ると、令和5年度末現在高で954億9,780万円余と、史上最高を更新している。区民生活が疲弊する中、貯金に回っている。物価高騰対策のさらなる取り組みが求められる。以下2点伺う。

(1) 商店、中小企業へのテナント料補助の実施について

目黒区の中小企業、商店では、コロナと物価高騰の影響で、売上が減り経営が大変になっている。とりわけ、目黒区では賃料が高く、経営が厳しい。中小企業者の店舗・事務所等の賃借料の補助について実施できないか伺う。

(2) 高すぎる国民健康保険、介護保険の保険料を、目黒区独自に負担を軽減させることについて

物価高騰の中で、この間の国民健康保険料の値上げ、介護保険でも改悪が止まらず、区民の負担が耐え難いものになっている。こうした国保や介護保険については、高齢者や低所得者が多く加入しており、その負担が大変重い。保険料の徴収については、目黒区独自に軽減措置を図る必要があると考えるが、目黒区の見解を伺う。

3 介護保険制度について

高齢者にとって、物価高騰や年金の引下げなど大きな負担がのしかかっている中、高い介護保険料や介護サービス利用料の軽減が求められている。さらにコロナ禍を経て、介護の利用抑制などで、利用減に伴う減収、過度の人手不足、クラスター発生による対応などで、事業者の撤退が相次ぎ介護基盤が揺らぐ事態である。現在、目黒区では第9期目黒区介護保険事業計画の策定を進めている。高齢者が安心して介護が受けられる支援体制と、事業者が安心してサービスを提供できる体制をどのように支援していくのかについて、2点伺う。

(1) 介護保険利用料の負担軽減策について

今、物価高騰と利用料の負担が重く、介護保険の利用を控える事態が生じている。訪問介護の場合、利用者負担1割の方が入浴やトイレの介助、食事の補助等の「身体介護」の提供を受けた場合、1時間未満につき、その都度452円程度の利用料が発生することになる。特別養護老人ホーム入居者で要介護5、利用者負担1割の場合には、ユニット型個室の場合、1日あたり1,013円の支払いが必要となった上で、サービス費用の他にも、食費や居住費、日常生活費が請求され、大変な負担となっている。こうした状況の中で、昨年末、厚労省社会保障審議会において、「介護保険利用者負担を2割」にする対象者の拡大を提案したが、世論の声と運動で、今回第9期改定での結論

は見送られた。しかし、2027年よりも前までに結論を出すとして、今後の介護利用料を2倍にする負担増を狙っている。現在、目黒区は独自に住民税非課税世帯等の利用者負担が半額に軽減される「利用者負担額軽減制度」を行っているが、物価高騰の中、より一層の利用者負担軽減を検討する必要がある。負担軽減制度の対象を課税対象者にも広げるなど、目黒区として介護利用料の負担軽減策をさらに充実すべきではないか伺う。

(2) 介護離職を防止するための介護職員に対する支援策について

区内の介護現場では、低賃金で慢性的な人材不足により、介護サービスの提供が危ぶまれる状況が起きている。こうした状況の背景には、社会保障費を削減する長年の「コストカット」の政治がある。介護職の月平均賃金は約29万円で全産業平均より約7万円も少ない。離職も多く人手不足が深刻であり、処遇改善が急務である。1月22日に、国の2024年度の報酬改定で若干のプラス改定が示されたが、まだまだ不十分である。介護現場に人材が集まり、質の高い介護サービスを継続的に提供できる体制のために、目黒区独自に、職員に対する直接補助を実施すべきだと考えるが伺う。

4 能登半島地震を教訓にした被災者支援の取り組みについて

能登半島地震では、避難所などで支援が行き届かず、損壊した自宅やビニールハウス、車中泊で過ごすなど、深刻な事態が生じた。地震で助かった命が避難生活で失われることがあってはならない。そのためには、避難所の抜本的な改善が必要である。目黒区の現状でも、首都直下地震などの災害時には、区の避難生活者の想定数約62,000人に対し、避難所の受入可能人数は約57,400人となっており、避難所が不足している状況である。能登半島地震の避難所の状況を教訓に、避難所の体制を見直すことは急務である。

(1) 福祉避難所の体制整備について

能登半島地震では、障害者や高齢者らを受け入れる「福祉避難所」の立ち上げが難航した。甚大な被害があった石川県内の7市町では、「福祉避難所」の開設が想定の2割にとどまった。福祉施設が損壊、断水し、施設の職員が被災、避難して人手が不足したことが要因と言われている。石川県能登町では、避難生活を続けていた要介護の86

歳の女性が、災害関連死の疑いで亡くなった。死因は「エコノミークラス症候群」とされ、介護が必要な避難者やその家族が直面する厳しい現状が伝えられている。こうした状況を踏まえ、現在目黒区の合計24か所の福祉避難所体制のさらなる強化と避難所の拡充について伺う。

(2) 要配慮者の避難先としてのホテル・旅館の活用について

能登半島地震において、体育館中心の避難所では、寒さや感染症で体調を崩す住民が続出している。損壊家屋を避け車中避難している住民も多く、空調があるホテル・旅館の借り上げ避難所など、暖かい避難所の整備、温かい食事の提供で災害関連死を出さない対策が急務である。災害救助法第9条は「都道府県知事は必要があると認めるときは旅館等の施設を管理することができる」と規定している。また、その弾力的運用として民間の旅館、ホテル等を借り上げ、避難所として活用が可能としている。目黒区の要配慮者の避難所として、ホテルや旅館の活用について見解を伺う。

(3) 避難所運営でジェンダー平等に取り組むことについて

能登半島地震でも、避難している女性の被災者が避難所で大変困難な思いをしている状況が生まれている。間仕切りがなくして着替えができない。トイレが男女共同で夜は照明が少なくて恐くて我慢して体調を崩すなど避難所で女性が抱える困難が報告されている。国の内閣府2020年策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」では、生理用品の配布場所を設ける。女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多くする。多目的トイレも設置する。女性に対する性暴力の防止など、女性の視点からの防災力強化が示されているが、こうしたガイドラインがまだまだ生かされていない状況がある。目黒区の避難所運営においても、このガイドラインを生かしジェンダー平等の視点から、防災対応力の強化を図るべきだと考えるが伺う。

5 目黒区でもパートナーシップ制度を実施することについて

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度である。市民の運動が全国の自治体を動かし、1月14日現在、3

78自治体で導入されている。目黒区でも区議会に2度の陳情が出され、直近の令和2年9月には賛成多数で陳情が採択されている。その後、都のパートナーシップ宣誓制度が制定され、一昨年11月から施行されたが、未だ目黒区ではパートナーシップ制度は実施されていない。

今、全国各地で多くの同性カップルが当たり前の日常生活を送っており、同性婚を求める運動が全国に広がっている。この間、「結婚の自由を全ての人に」「マリッジフォーオール」を合言葉に、同性婚を求める市民の運動が全国の自治体にパートナーシップ制度を実現させてきた。昨年6月福岡地裁が、同性婚が認められていないのは違憲との判決を下した。しかし、政府の取り組みはあまりに遅い。岸田首相は1月31日の衆院本会議で「家族の在り方が変わる」と述べ、同性婚制度実施に後ろ向きである。自治体のパートナーシップ制度は、LGBTQ当事者の不利益の解消と同時に、同性婚を自治体から前に進めていく重要な役割がある。今こそ目黒区でもパートナーシップ制度を実施し、性の多様性を尊重する取り組みを前進させるべきであると思う。

質問者氏名 山 本 ひろこ

目安時間 60分

1 目黒区職員のメンタル休職とハラスメント対応について

令和5年第4回定例会での目黒区職員等のハラスメントに関する質問への答弁において、病気休職者については「令和3年度以降、60人を超えている状況にあり、そのうち約7割がメンタル不調による」、ハラスメントについては「人事課及び人権政策課の各課長、係長級職員等を苦情相談員として設置し、（中略）昨年は4件程度の相談等を受けている」という状況の説明があった。

- (1) 60人のうち約7割とすると、40人程度がメンタル不調で休職していることになるが、休職理由としてハラスメント報告を受けているもの、またはハラスメントが疑われるものは、どれくらいあるのか。またその場合の被害者は復職に至っているのか。具体例と件数も伺う。
- (2) ハラスメントを理由として休職に至った場合に、苦情相談員への相談を待たずとも、調査と報告を義務付ける仕組みはあるか伺う。

(3) 区の長である区長、教育の長である教育長など、上司に該当する者がいないトップマネジメント層によるハラスメントが疑われる場合の調査・報告については、どのような方法で対応するのか伺う。

2 森林環境税による増税に際した、区民生活支援について

令和6年度から森林環境税の徴収が始まる。森林環境税自体は国税だが、地方税である市区町村の個人住民税の均等割に上乗せして徴収される。目黒区の個人住民税均等割額は本来、年額で区民税3,000円、都民税1,000円、合計4,000円であるが、平成26年度(2014年)から10年間、東日本大震災の復興財源確保のための税制措置として、年額1,000円が上乗せされて、直近10年間は毎年5,000円であった。

令和5年度でこの復興財源分の上乗せが終わり、本来は令和6年度から年額4,000円に戻るはずだったが、名前を変えて森林環境税として、住民税均等割に年額1,000円の上乗せになれば、結果として、令和6年度以降も区民負担額は合計で5,000円になる。この点、「個人負担額は今まで通り」という体裁だが、実質的には1,000円の上乗せが終わるタイミングでのスライド増税である。

毎年の社会保障費の増大、長きにわたる賃金停滞、通貨安、物価高騰などなど、さまざまな要因が重なり、家計の負担が年々増え続けている現状において、森林環境保護のために、納税者個人に更なる負担を強いることには合理性がないと考える。

一方で、この森林環境税は国税であり、法律で定められているため、目黒区だけ施行しないわけにはいかない。よって、森林環境税として年額1,000円賦課徴収される分、目黒区独自で、年額1,000円の個人住民税減税を行い、納税者の負担を軽減できないか。目黒区の納税者数が約17万人であることから、減税に必要な予算は約1億7,000万円、10年分の予算でも17億円であり、令和5年度の財政調整基金残高(見込み)389億円から捻出するにしても、十分可能な額と考える。

森林環境税による増税に際し、区民の家計負担増への生活支援策として、積み上がった財政調整基金を活用して、今こそ個人住民税均等割の減税をするべきと考えるが、区の見解を伺う。

3 指定管理者の指定における議会報告の目的と効果について

公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう指定管理者制度においては、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定するよう地方自治法で定められている。

しかしながら、現状、各委員会にて提供される資料の内容は、案件によってフォーマットもまちまちであり、内容についても指定管理者の指定に際して妥当性を測るのに十分な資料が提供されているとは言い難い。形式的な報告であれば、指定管理者制度の本来目的にそぐわない。

指定管理者制度は、所管をまたがる様々な施設で使われており、また指定に際しても、新規・更新・公募の特例など、複数のパターンがある。結果、案件ごとにまちまちのフォーマットで提供されるため、俯瞰して内容を把握することが難しい。

- (1) 指定管理者制度の指定における報告事項の定型フォーマットを作るべきではないか、伺う。
- (2) 管理者の更新時、施設の利用者数、稼働率、職員数、指定管理料、利用料金収入といった数値の推移など、妥当性判断の明確な基準となる数値根拠が提示されていない。こうした数値を過去の契約時と比較し、並べて提示することで、選定の妥当性が測れると考えるが、区の見解を伺う。

以 上